

ニハ時ニシテ...

一 労働者ノ業務上 進歩 著シキ 工務ニハ 其 程度ニヨリ 随時 手給ヲナス  
二 一般 労働者ニ對シテハ 早 氣 回復 令 社ノ 業績ニハ 好シムルモノトシテ 労働者ノ 福利ニ 關シテハ 極力 注意スルベシ  
三 此ノ 争議ヲ 解決セシメ 労働者ノ 福利ニ 關シテハ 極力 注意スルベシ  
四 労働者ノ 福利ニ 關シテハ 極力 注意スルベシ  
五 労働者ノ 福利ニ 關シテハ 極力 注意スルベシ  
六 労働者ノ 福利ニ 關シテハ 極力 注意スルベシ

勞秘第八一七號

昭和四年五月六日

寫

警視總監 宮田光雄

内務大臣 望月圭介 殿

社會局長 官 殿

大阪 神奈川 各府 縣知事 殿

4. 17a

萬朝報社ノ 勞働争議發生ニ 關スル 件

要旨

(1) 工場労働者ノ 延滞 給料 燃類 金 七 千 円ノ 即時 支拂ヲ 要求シ 四月 廿 五 日 以降 怠業ス  
(2) 万朝報社ニハ 印刷ヲ 他ノ 印刷 工場ニ 依託シ 幸シク 發行ヲ 繼續セリ

萬朝報社ニ 勞働争議 發生シタルガ 其 狀況 尤 記 之 通 有 之